

秋田県告示第429号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県営秋の宮山荘の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

令和4年10月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 指定管理者の住所及び名称
東京都北区王子三丁目19番7号
秋の宮山荘S A運営共同事業体
- 2 指定の期間
令和4年11月1日から令和5年10月31日まで